

会 議 録

会議の名称		第13回小金井市保育計画策定委員会			
事務局		子ども家庭部保育課			
開催日時		令和2年6月25日（木）19時00分から21時00分まで			
開催場所		小金井市役所本庁舎3階会議室			
出席者	委員	米原 立将 委員長	大越 郁子 委員	長汐 道枝 副委員長	田邊 満寿美 委員
	事務局	平野 麻衣子 委員	飯塚 絵美 委員	井戸下 望 委員	中村 悠子 委員
		竹澤 千穂 委員	藤原 大介 委員	真木 千壽子 委員	
		子ども家庭部長 大澤 秀典	くりのみ保育園園長 前島 美和	保育政策担当課長 平岡 良一	わかたけ保育園園長 杉山 久子
		保育課長 三浦 真	小金井保育園園長 小方 久美	保育課 松本 俊介	さくら保育園園長 柴田 桂子
			けやき保育園園長 池田 由美子		
欠席者		茂森 俊介 委員			
傍聴の可否		可 ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数		7人			
会議次第		1 開会 2 議題 (1)会議録の確定 (2)今後のスケジュールについて (3)「(仮称)小金井市保育計画(第1章・第2章・第3章・第5章)」について (4)その他			
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)		別紙のとおり			
提出資料		次第 資料35 保育計画策定委員会委員名簿 資料36 小金井市保育計画策定委員会 今後のスケジュール(案) 資料37 (仮称)小金井市保育計画の全体構成について 資料38 (仮称)小金井市保育計画(第1章・第2章・第3章・第5章)素案			
その他					

令和2年6月25日

開 会

米原委員長

それでは、ただいまから、第13回小金井市保育計画策定委員会の会議を開会いたします。

議題に入る前に、新型コロナウイルスの影響で、会議が中止となり、前回の会議からかなり時間がたっていること、また、この間、委員の交代もありまして、本日も新しい4名の委員の方にご参加いただいていることでもありますので、まずは事務局よりこれまでの経緯や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が残る中での今後の会議運営等について説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。事務局より説明申し上げます。本委員会については、当初令和2年3月末までとしていたところですが、協議の状況から令和2年度についても継続となったところがございます。それに加えて、新型コロナウイルスの影響によりそれまで月1回程度開催していた委員会を2月から5月の4か月間、開催することができない状況でございました。また、また、期間の延長に伴い、5名の委員から継続辞退のご連絡があり、公募中の1名を除く4名の新任委員の方に本日もご出席いただいております。

今後のスケジュールにつきましては、詳細はこの後の議題の中で詳しくお話をさせていただきますが、事務局としましては、新型コロナウイルスが完全に収束している状況ではございませんが、感染予防に細心の注意を払い委員会を開催し、年度内の計画策定に向けて皆様にご協議いただきたいと考えております。

なお、本日の委員会についても、市の会議の開催に関する留意事項に基づきまして、マスクの着用や事前の手洗い・消毒等をお願いするとともに、傍聴につきましても、人数を制限させていただいております。

今後の開催についても、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防策を講じつつ実施をさせていただきたいと考えており、実施場所の広さの関係で、今回同様、傍聴の方の人数を制限させていただいたり、場合によっては傍聴いただけないケースも出てくる可能性がございます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

米原委員長

ありがとうございます。それでは、議題に沿って進めていきたいと思っております。まずは、議題(1)「委員紹介」を行います。3月末で5名の

委員の方が継続を辞退され、新たに4名の委員の方に就任いただいております。その依頼状については事前に交付済みとのことですが、まずは資料35の委員名簿をご確認いただき、お名前ですとかご所属等、内容に誤りがないかご確認をお願いいたします。

全員

(各自確認)

米原委員長

それでは委員紹介ということで、新任委員の方から自己紹介を兼ね一言ずついただきたいと思います。それでは、平野委員からお願いいたします。

平野委員

皆さんこんばんは。東京学芸大学の平野と申します。専門は幼児教育・保育学になります。現在は保育者養成と現場の研修等に携わらせていただいております。どうぞよろしくお願い致します。

米原委員長

続いて田邊委員、よろしくお願い致します。

田邊委員

みなさまこんばんは。小金井北プチ・クレイシュの園長をしております、田辺満寿美と申します。今回このような席に参加させていただきましてありがとうございます。皆さんといろいろお話をさせていただけたらと思っています。よろしくお願い致します。

米原委員長

中村委員、よろしくお願い致します。

中村委員

こんばんは、中村と申します。きらりの児童発達支援センターの立ち上げからきらりに携わってききましたが、今は施設に戻り、全般的なところを見るという立場になっております。もうすでに何度か積み上げていらっしゃると思いますので、そこについていくのは大変かなと思っていますが、頑張っていきますのでよろしくお願い致します。

米原委員長

藤原委員、よろしくお願い致します。

藤原委員

こんばんは、藤原です。娘が小金井保育園でお世話になっております。今回は、公立園のご推薦とのこと、今回から参加させていただきます。だいぶ資料が多かったりとか、追いつけるようにしていますが、分からないこと等あると思いますので、その時はよろしくお願い致します。

米原委員長

ありがとうございました。

次に、継続いただいた委員の紹介について、時間の関係がありますので、名前のみでお願いします。

委員長の米原です。よろしくお願い致します。

長汐副委員長

副委員長をさせていただきます、長汐と申します。よろしくお願い致します。

真木委員

学芸の森保育園の園長をしております、真木と申します。よろしくお願い致します。

大越委員

公立保育園の保護者代表の大越と申します。よろしくお願い致します。

飯塚委員

委員の飯塚です。息子が東京工学院きしゃぼっぼ保育園でお世話に

なっております。よろしくお願い致します。

- 井戸下委員 公募市民枠で参加させていただいております、井戸下と申します。よろしくお願い致します。
- 竹澤委員 公募市民枠で参加させていただいております、竹澤と申します。よろしくお願い致します。
- 委員長 ありがとうございます。
次に、事務局の方で自己紹介をお願いします。
- 子ども家庭部長 みなさんこんばんは、子ども家庭部長を務めております、大澤と申します。よろしくお願い致します。
- 保育政策担当課長 保育政策担当課長の平岡と申します。よろしくお願い致します。
- 保育課長 保育課長の三浦と申します。よろしくお願い致します。
- 保育政策担当課長 あと、事務局で1名、職員で対応しているものもいますが、外にありますのでよろしくお願い致します。
あと、今回の計画の策定支援ということで入っていただいております、ナレッジ・マネジメントの桑原さんになります。
以上で事務局の方の紹介は終了となります。よろしくお願い致します。
あと、公立保育園の園長5名です。よろしくお願い致します。
- 米原委員長 それでは、このメンバーで進めていきたいと思っております。まだあと1名公募ということで、今後参加されると思っております。
次に、議題(2)「会議録の確定」を議題といたします。
前回1月16日の会議の会議録については、出席委員にすでに校正のお願いをしておりますが、訂正等の申し出がございませんでしたので、皆さまに校正をご依頼したのもをもって確定とさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。
- 全員 (異議なし)
- 米原委員長 ありがとうございます。ご異議がございませんので、これで前回は会議録を確定といたします。
続きまして、議題(3)「今後のスケジュールについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（保育政策担当課長） 協議の遅れ及び新型コロナの影響で、当初の予定を大きく変更する必要がございました。これまで同様、おおむね月1回程度の開催を想定して見直しを行いまして、2月の完了を目指すスケジュールとさせていただきます。具体的な協議の内容としては、スケジュールにあります通り、前回の続きからということで、5章からご協議いただくこととなります。
8月～9月に予定している、第4章の質のガイドラインの協議を行う際に、他の自治体でガイドラインの策定等に携わった方をお呼びし

て、ガイドラインの活用状況等についてお話をいただく会についても、この8月から9月の中で、どこかの会の中で実施をしたいという形で準備を進めているところでございます。

また、委員会のスムーズな進行のため、今後、会議と会議の間で、委員の方に対しまして、事前の意見集約にご協力をお願いする場合もございますので、その際はご協力をお願い致します。

米原委員長

ありがとうございます。ただいま、事務局より、資料36について説明がありました。

皆様から、何か今説明があった内容についてご意見やご質問などありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、今後のスケジュールについては以上とさせていただきます。

それでは、次に、議題(4)「(仮称)小金井市保育計画(第1章・2章・3章・5章)について」を議題といたします。

まず、具体的な内容の協議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。これまで間も空きましたし、新しい委員さんもいらっしゃいますし、ある程度時間を取って説明を受けたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局(保育政策担当課長)

では、説明させていただきます。資料37をお手元にご用意ください。

前回会議から4か月ほど空いていることに加えまして新しい方も加わっていただいておりますので、(仮称)保育計画の全体構成について、確認の意味も込めて、各章の関連性について改めて説明させていただきます。

現在策定いただいている保育計画ですが、保育の質のガイドラインと保育のビジョンとも言える「保育施策の方向性」の2つのものを1本にまとめたものを保育計画と呼んでおります。

資料37にありますとおり、まず第1章ですが、策定の趣旨や位置づけ等について記載させていただいております。その後、第2章で現状と課題について記載をさせていただいております。1章と2章の現状と課題がある中で、小金井の保育として何を目指し、何を大切にしていきたいかということをも第3章でかかせていただいているという構成になっております。そして、第3章「小金井の保育の目指すもの、大切にしたいこと」、こちらに向かっていくために第3章で示した現状と課題をクリアしていくためのツールや方向性について第4章と第5章で記載させていただくという流れになっております。この(仮称)保育計画で触れるのは、第2章に記載している課題のうちの、保育の量的なものではなくて、主に質を中心としたものになりますので、第2章の(2)の保育の質の向上と、(3)多様な保育ニーズへ

の対応のこの2本について、それぞれ5章の中で、その方向性をどう
いう形で実現していくということを記載していく方向となっております。

さらに、保育の質の向上として重要なツールとなります、保育の質
のガイドラインについては、別立てで第4章として組み込んでいくと
いう構成となっております。

現在の進捗状況ですが、1章から3章までについては、第2章の現
状(4)「保育所の役割」と書かせていただいておりますが、こちら
を除き、仮確定している状況でございます。また、第4章については
現在事務局で作業中でありまして、今後の会議で出させていただく予
定でございます。第5章については、1月の会議で協議に入ったばかり
という段階になっています。

以上が全体構成となります。

次に、全体的なご説明をさせていただきますので、実際のお手元の
資料38、1章・2章・3章・5章、こちらをお手元にお出しただ
けますでしょうか。簡単に触れさせていただきます。1枚お捲りくだ
さい。まず第1章でございます。策定の背景と目的を書かせていただ
いております。これまでの経緯として、市の方で策定させていただ
いておりますプランの関係ですとか、保育検討協議会等この間市の方
でも検討を重ねてきた背景を書かせていただいております。また、策定
の主旨・目的として、子どもの最善の利益に配慮しつつ、その健全な
心身の発達を図ると同時に、保育するこどもの保護者及び地域の子育
て家庭に対する支援を行うことを、保育施設は目的としているという
ことで、こういった目的を理解し、使命感をもって業務にあたってい
ただいている、という主旨を書かせていただいている一方、待機児童
の問題や、現状解決しなければならないこと、また、保育の質も重要
になってきているということについて、策定の趣旨・目的というこ
で触れさせていただきます。

1ページお捲りください。計画の位置づけとなっております。今回
の保育計画については、特段法律上、策定の位置づけがなされている
ものではありません。立ち位置としてどこにあたるのかということ
ですが、下の方に図がございますが、児童憲章、児童の権利に関する条
例という、いわゆる国全体に関わる部分での子どもの権利、保障に関
わる部分について一番上に掲げさせていただいております。左側に国
の関係の法律を書かせていただき、右側が小金井市の現状です。小金
井市の計画としましては、一番上位の計画が、小金井しあわせプラン、
小金井基本構想・基本計画となります。これに合わせてですね、子
どもの権利に関する条例というものが小金井市にはございます。こう
いった流れを受けて、子ども関係の総合的な計画になります、のびゆく

こどもプラン小金井、こちらがございまして、これを受ける形で今回の保育計画というものがその下に来る形となります。この中では、あえて分かりやすく、保育の質のガイドラインと、今後の施策の方向性を並べて書かせていただいておりますが、この2つを1つにくくったものが、現在ご議論いただいております、(仮称)保育計画となります。これらを踏まえて、保育の実践を行っていただくという位置づけとなっております。

次に、現状と課題について説明をさせていただきます。この部分はこれまでも一般に言われている部分もございまして、かなり簡単な説明となることはご容赦ください。5ページ、6ページのところですが、まず保育サービスの状況ですが、施設数・定員数が右肩上がりになっているということをグラフで示させていただいております。6ページには、保育サービスと書かせていただいておりますが、保育園の提供状況ということで、就学前児童人口から保育所を利用されている方の人数、利用率を書かせていただいております、こちらも右肩上がりになっているという状況を書かせていただいております。

1枚お捲りください。今ご説明させていただいたものがいわゆる量的保育ニーズになりますが、ここについて、今後、将来的にどういうふうになっていくかということを試算させていただいたものが、7ページ、8ページになります。こちらはかなり大胆な独自試算となりますが、3パターンほど、今後の状況について見込んでいたものとなります。こちらに対しては、小金井市はまだ保育ニーズを充足する途上にあるという状況から、どこまで伸びを見込むかということで、伸び率についていっぱいいっぱい見たものと、緩やかな伸びを見たものと、大きくシナリオをA、B、Cと出させていただいております。詳細は割愛させていただきますが、少なく見積もったとしても、引き続き小金井の場合は保育の利用は伸びていくというのがこちらの内容となっております。

1枚お捲りください。ここからが、具体的な保育の現状と課題ということになります。9ページ目には、先ほども少し触れましたが、保育園に申し込んだが待っていただいている方、いわゆる待機児童についての推移を示しています。小金井につきましては、現状減る傾向にあります、一昨年ですね、若干増える状況に戻っております。今年の4月には100を割るという現状でございまして。

10ページ目には、のびゆくこどもプラン小金井と言いまして、小金井の子どもに関する総合計画を策定するにあたって様々なニーズについて行った調査がございましたので、その中で母親の就労状況等について現状を書かせていただいております。やはり就労状況は、計画をここで改定しましたので、5年前に行った調査と比較しますと、

就労は伸びている状況というのが見て取れると書かせていただいております。また下段では、保育所に入るための活動等の状況について書かせていただいております。

1枚お捲りいただきまして、今の部分については量のところでしたが、ここからは質について書かせていただいております。こちらについて、文章が多いのは申し訳ないのですが、保育の質について要約しますと、今までは入れない方を中心に量が重視されていたのですが、保育施設が増えることによって、今まで以上に施設ごとの質の部分についても注目されるようになってきたということを書かせていただいております。それに伴って保育指針の改定でございますとか、そういった部分についても書かせていただいているところです。②としまして、保育士さんの確保というのも課題となっています。これも保育施設が増えることによって、必要な保育士さんの数も当然増えているということがございます。待機児童が特に深刻な都心部では、保育士さんの確保が難しい状況があること、また保育士さんの収入などの状況についても課題があるということに記載させていただいております。

1枚お捲りください。これら保育士さんの職についても課題となっていることを書かせていただき、最後の14ページにおいては、小金井の現状もありますけれども、保育所間の連携というのが、現状まだまだ行わなければならないことを書かせていただいているところに、幼保小連携という言葉がございしますが、幼稚園・保育園から小学校に向けての接続に向けても課題があるということについて記載させていただいております。

それでは、1枚お捲りください。また、今回の計画を策定するにあたって、保育の質に関しての、保護者の方からの評価、また一方で、施設長、保育士の方で特に力を入れているものについて回答したものを載せさせていただいております。一部東京都の方で行っております、東京福祉ナビゲーション、福祉サービス第三者評価の保護者アンケートから統計を取らせていただいているものもございしますが、項目として対比をさせていただいております。内容についてはご覧をいただければと思います。

駆け足で恐縮でございます。続きまして17ページ、18ページとなります。こちらは、質ではなくて多様な保育ニーズへの対応ということになります。こちらについても、小金井特有なものではございませんが、特別な配慮が必要なお子さんへの支援について、また、アレルギーのある子どもたちへの保育について、それから要保護児童・要支援家庭への支援の現状について記載させていただいております。やはり特別な配慮が必要なお子さんへの支援については、なかなか保育

園で安全な保育を行うところや、それぞれの特性に配慮しながらというところは苦慮しているところが現状でございます。また、アレルギーについてもやはり同様というところがあります。また要保護児童・要支援家庭への支援については、虐待等の部分もでございますけれども、やはり保育園としてもその役割は重要であるということがここでの現状となっているかなと思います。

また4番目としましては、ちょっと趣が変わりますが、小金井ではほぼ実施しておりません休日保育や、一時預かりについてのニーズについても現状以上に求められている部分があるということを書かせていただいております。

1枚お捲りいただきまして、これまで行われた簡易アンケートなどの回答を見ましても、延長保育等実施している状況はございますが、休日保育や一時預かりについてはまだまだ量の部分ではございますけれども、必要性が求められているということがございます。

最後、20ページですが、病児保育・病後児保育というところです。これにつきましては、小金井市でずっと課題であったところがございます、あえて記載をさせていただいております。病気のお子さんがいらっしゃってもお仕事に行かなければいけないという状況がございます。そういった中で、病気であっても、一定条件はございますが、預かれる施設というのが必要とこれまで言われてきたところです。このところで、1施設、病児保育としてオープンしていますが、量の見込みである計画が別でございますけれども、そちらの中でもさらに必要だということを書かせていただいております。

1ページお捲りください。21ページ、22ページでございます。こちらについては、改めて皆様の方でご議論いただきたいと思っておりますが、保育所の役割についてここで取り立てて項目として挙げさせていただいております。現状、保育指針改定等の際に記載された保育所の役割ですとか、これまで少なからず市の中でも保育所の役割、特に公立保育園の役割等について資料としてお出しした経緯もございましたので、そういったことについての事実のみ書かせていただいているのがこちらのページになります。

1枚お捲りください。先ほどご紹介しました、現状と課題、こういったことがある中で、どういった保育を小金井として全体で目指していくか、大切にしたいかということについて委員の皆様はかなり時間をかけていただいて言葉を紡いでいただいたのがこの第3章ということになります。将来的にはここに向かっていきたいということで確定させていただいている部分となりますので、こちらについてはお読みいただければと思います。

こちらの第3章を目指していくにあたって、課題を解決していくた

めの今後の方向性についてどうしていくかというのが、今後ご議論いただく第5章となります。1として、保育の質の維持・向上に向けてということで、保育の質に対応するための方向性を26ページ、27ページに、多様なニーズへの対応ということで28ページに書かせていただき、最後のページのところでそれらの実現に向けてどう取り組んでいくかという考え方について簡単にまず述べさせていただいて、締めくくるとというのが現在の素案の状況となっております。

ざっと説明してしまったのでわかりづらかったところもあるかと思うのですが、今までの中で、まず3章から皆様でご議論いただき、3章の仮確定をしていただいたところで、2章の現状についても一通りご覧いただいて、今、第5章にこれから入っていこうとしているというのが、大まかな流れとなります。説明が長くなって恐縮でございますが、最後に資料37にお戻りください。

これまでご議論いただいた中で、項目立てについては当初事務局でもお示しし、皆様でご確認・共有いただいた上で議論を進めてきたところでございますが、この間事務局でも、会議が開催できない中、皆様からのご意見をもう一度見させていただきながら、全体構成について検討させていただきました。その中で、事務局の方で、第2章と第5章の一部について、変更しては、ということで今回ご提案をさせていただいているところでございます。今まで、第2章の(4)のところは、公立保育園の役割というものを入れさせていただいておりました。第5章の下線のところには、公立保育園の役割と体制整備という項目を入れさせていただいておりました。ここについては、今まで皆様のご協議の中でも、公立保育園自体の役割についての整理がされていないことについてご指摘をいただいた一方で、運営主体の別にかかわらず、また、保育園を公立・民間に限定することなく、小金井という地域全体で子どもたちのためによりよい保育を行っていこうというようなご議論を、特に3章のお話を纏めていただく中であったかなと思っております。事務局においても、このコロナの関係で会議が開催できない中、全体を見直した中で、国の保育所保育指針では、特に運営主体の別にかかわらず保育所の役割について示されている状況等も参考にさせていただき、公立・民間等、それぞれの役割等の細部に言及するのではなくて、市内の保育施設全体で取り組んでいくこととして、第5章の施策の方向性を位置づける形に変更したいということで、今回変更案をお示しさせていただきました。

具体的には、先ほど申し上げた、第2章(4)公立保育園の役割のところを、保育所の役割の現状を記載する形に変更させていただき、第5章の公立保育園の役割と体制整備について記載していたところを、保育施策の実現に向けた取組に変更しているというところで、今

回ご提案させていただいております。

説明が長くなり大変恐縮ではございますが、全体構成についてまず委員の中でご議論いただければと思います。事務局からは以上です。

米原委員長

ありがとうございました。ただいま、事務局より、(仮称)小金井市保育計画の全体構成、全体の立て付けについてと、計画の位置づけに関する考え方の一部修正についての説明がありました。

今いただいた説明に対して皆様からご意見をいただき、それに基づいてご議論をいただきたいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

大越委員

大越です。ご説明いただきありがとうございます。構成のことですよね。第2章の現状と課題に対する対応策を入れていただいたのはすごく良かったかなと思います。一点だけお伺いしたいのですけれども、第2章の保育の現状と課題のところなんですけれども、(4)の保育所の役割というところがずっと気になっていまして、いろいろ考えていただいたのは本当にありがたいのですけれども、ここでよいのかな、というのがひっかかかっていて、コロナでできなかった間も考えてはいたのですけれども、ここで課題がかなり、待機児童もそうですし、保育の質もそうですし、多様な保育ニーズについての課題が説かれているなか、ここで保育所の役割というのが急にポンと入ってくるような印象がありまして、そこについては本当にここでよいのかというのを検討した方がよいのかなというふうに思っております。

米原委員長

ありがとうございます。今大越さんから保育所の役割がここにあることについてどう考えるのかというご提案、ご指摘がありましたけれども、他の委員のみなさま、いかがでしょうか。

確かに大越さんにご発言いただいたように、保育所の役割とはそもそもベーシックな話ですので、この内容について、第1章ですとか、先に置く、もしくはこれは当たり前なことなのでここまで詳しく載せる必要がないのではないかという考え方もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局(保育政策担当課長)

委員長、よろしいでしょうか。事務局です。皆様にお考えていただいているのですが、事務局としてこれを入れた意図だけご説明させていただきます。保育所の役割というものについて、当たり前という部分については事務局も理解はしているものの、やはり保育の中身を考えるにあたって、記載する重要性についても意識して記載させていただいております。なので全体バランスとしてここにあるのがどうかというご意見については事務局としても悩むところでしたので、委員の皆様からご意見をいただいて、今委員長から頂いた通り、例えば1章の中の一部として入れ込むということもあると思いますし、そのあたりを含めて、検討いただきたいという趣旨での事務局としての案とし

て提示させていただいておりますので、皆様の方でご意見の方を自由に出していただければ事務局としても大変ありがたいと思います。よろしくお願い致します。

米原委員長
井戸下委員

みなさまいかがでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

井戸下です。この保育所の役割の内容が、今の保育の現状での保育所の役割、というふうな解釈をすればここでもおかしくはないのかな、というふうには思うのですけれども、やはり現状と課題となっていると、待機児童とか、前に出てくる内容の方が内容としては理解しやすいものがあるので、どこにと言われると、ちょっと困るところもあるのですけれども、例えば（４）を（１）、一番最初に持ってきて、現状、現在の保育所の役割はこういうものを持っています、その下にこういう課題があります、というふうにした方が、まだすっきりするのかと思うところです。

米原委員長
竹澤委員

はい、ありがとうございます。では、申し上げます。

竹澤です。この21ページ（４）の保育所の役割の一番上の四角に囲ってあるいわゆる保育所保育指針から抜粋してきた保育所の役割というのは、当たり前のことというわけではないのですけれども、前提となることなので、井戸下さんのおっしゃるように、第2章の保育の現状と課題の一番上に持ってくるか、或いは1章に持っていく、あとは小金井市の公立保育園の役割みたいなものが二つ出ているのですけれども、これも現状なんですけれども、ここに当たる部分を第5章の保育の施策の実現に向けた取組というところに持ってきて、これはもう議論をすでにし終わったことだと思うんですけれども、この会議でこれにあたるものを考えなくて良いのかなということを一瞬思いました。真ん中の四角と最後の四角にあたる部分を第5章の保育施策の実現に向けた取組というところで、この会議としてどういうことを具体的にやっていったらよいのかということを示す、というのも一案なのかなと思いました。

米原委員長

はい、ありがとうございます。まず、場所というか、第1章もしくは第2章の早いところに移すということですが、井戸下さんから。それから竹澤さんの、21ページ、22ページの四角、保育所の役割の記載についてこの会議においてどのように議論をするのか、そもそもその議論の対象かということですね。これは、保育計画策定委員会ということで、公私立を問わないということだったかと思えます。ちょっと事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。今回、公立保育園の役割ということを保育所全体の役割に代えて書かせていただいた趣旨は委員長から言っていたとおり、公私立を問わず市内全体の、というような形で考えております。それから構成で申し上げた第5章については、公立保育園の役割

を保育施策の実現に向けた取組に変更した理由なんですけれども、公立保育園以外の民間保育園を含めて、保育所としての方向性としてまとめていく必要性の方があのかなという形で考えました。このままでいきますと、公立保育園の役割だけ位置付けるという形で終わってしまうということになると思いましたので、委員長に言っていただいた通り、もともとこの保育計画は運営主体に問わず保育所全体がどうしていくということでしたので、公立のということではなく、また、民間保育所についての役割をここで強制力という部分もありましたので、全体としてより具体的な構成を5章の方でまとめさせていただくという方に方向転換させていただいたというのが、公立保育園の役割を取った一つの理由ということになります。

米原委員長

ありがとうございます。でも、これまで項目としてあったというものを変えているので、今竹澤さんから出していただいたようなご意見・質問があるのは当然だと思います。他の委員の方はいかがでしょうか。

それでは、まずこの保育所の役割について、少なくとも今後の保育の現状と課題の(4)ではなくて、それよりも前、もっと基礎的な内容ですので、それよりも前に配置する、もしくは書きぶりについて配置する箇所に応じて手直しをするというような方向でよろしいでしょうか。はい。それでは、その場所と内容についてはまた案として事務局と検討して事務局からまた出していただくという風にさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

そのほか、全体構成についていかがでしょうか。

はい、それでは、全体構成についてはここで区切りを付けさせていただき、内容面についてももう少し資料38の内容について説明を事務局にさせていただきたいと思えます。お願いします。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。次の議題のというか、部分について併せてご説明させていただきます。これまでの流れでご説明させていただいた通り、現時点で、第1章そして第2章の保育所の役割のところは宿題として頂戴しまして、第3章についてはいったんこの状況で仮確定させていただいている状況がございます。ですので、今回この後皆様の方で内容をご審議いただくのは、第5章、今日の資料38で言いますと、26ページからという形になります。その上で、これまで仮確定させていただいた部分について事務局の方で一言お断りをさせていただきます。実は本計画は冒頭でご説明した通り今年3月に策定の予定で進めておりまして、文言としての時系列やデータ部分について状況が一部古いままになっているものがございます。これについては1年後の新しいデータにアップデートする必要があります。また、文言について現在進行形のものを過去形にする等も出てきまして、そういった部分

の修正については現在作業している状況でございます。一部数字として新しいものがまだ出てないものもございまして、まだお出しできる状況ではないのですが、今いただきました宿題も併せまして、全体を見ていただくときまでには、少なくとも第1章、第2章についても、アップデートしたものを出ささせていただきたいと思っておりますので、それを踏まえて本日はご議論をお願いいたします。

それでは、第5章についてももう一度簡単にご説明させていただきます。資料の26ページをお開きください。前回こちらの(1)の部分について若干ご意見をいただいた状況もございしますが、今日は大変恐縮ですが改めまして最初からという形をお願いしたいと思っております。保育の質の維持・向上に向けてというところで、5項目ほど2ページに渡って方向性を書かせていただいております。また、お捲りいただいて、28ページの部分については、先ほど掲げさせていただきました、特別な配慮の必要なお子さんへの支援などについて、今後の方向性として記載をさせていただいているものがございます。最後のページにつきましては、これまでの全体の方向性を進めていくための考え方について記載させていただいておりますので、順にご議論いただければと思います。説明は以上です。

米原委員長

はい、ありがとうございます。それでは、第5章ですね、今後の施策の方向性、この内容について少し掘り下げてご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

大越委員

大越です。二つ質問がありまして、保育所の役割については内容を協議していないのですけれども、これは行わないのでしょうか。内容の協議って、これって多分コロナが明けて、初めて協議する内容かなと思うのですけれども、その認識でよろしいのでしょうか。

米原委員長

この素案にある21ページ、22ページの保育所の役割ですが、公立保育園から保育所の役割に変わっているのも、もちろんこちらご議論していただいているので、先ほどもありましたけれども、掲載位置についてはお任せいただいておりますけれども、内容の基本的なところについて、もう一度時間をいただきまして、確認していきたいと思っております。見ていただきますと、保育所保育指針の解説から抜き出していたり、基本的なことが(4)には書いてある。後半には、小金井市でやってきた公立保育所の役割の議論の内容が書いてある構成になっておりますが、いかがでしょうか。

藤原委員

藤原です。今の保育所の役割のところの一番最後のところに、保育所の役割について整理していく必要がありますとあるのですけれども、これは誰が整理するのでしょうか。ここで整理はしないのでしょうか。

米原委員長

ありがとうございます。これはまず事務局から。

事務局（保育政策
担当課長）

すみません、事務局資料の部分で申し訳ないのですが、先ほどの体裁の全体構成についてお話いただいたときに、保育所の役割についてはもう少し前に持っていか1章の方に溶け込ませていくという方向で事務局に預らせていただいたと思いますが、その中で書きぶりについてご意見をいただく形かなと思っているのですが、溶け込ませるために必要な書きぶり等についてのご意見があればと思っています。また、今藤原委員からご指摘いただいたのですが、先ほど事務局案としてはこのように書かせていただいている部分はあるのですが、保育所保育指針については当然の情報ではあるけれども前提として必要な情報として書かせていただき、主に公立保育園についてはこの形では出させていただいているのですが、整理するのではなく、5章の中で保育所全体としての方向性として、現在書かせていただいている内容で取り組んでいく方向性を書くという変更をお願いしたところですのでここについての修正が追い付いていないのは本当に申し訳ないのですが、現状では、整理していきます、の部分も含めて、今回事務局としては公立保育園に限る書き方については今回抜かせていただく想定もございましたので、割愛させていただく考え方を持っておりますので、そういった部分でのご意見等も併せていただければと思います。

米原委員長

ありがとうございます。確かに記述については今ご意見いただいた通り、じゃあ誰がするのか、どうするのか、ということがありますけれども、そもそも保育所の役割というのが最低限決まっています、それについて再び確認するために整理が必要というような言い方もあると思いますので、それは子どもの保育と在園児の保護者や地域の保護者支援というのがありまして、ガイドライン、保育所の整合性の向上のためにはその整理が必要であるということで、さらに加えて役割を持ってもらうとなるとすると、このなかで議論する必要があるのかもしれませんが、ここは昨年度からの議論内容なのですけれども、市内の保育所すべてにかかわる内容となっておりますので、それぞれの施設が担う役割というものを、担うことのできる役割というものはある程度限定されるかもしれませんが、あまり広げすぎず、基本的なところを整理するのが良いのかなと考えます。ちょっと書きぶりについては事務局から説明がありました通り、また改めてお出しするということですが、どうでしょうか。そもそもこの後半の公立保育所についてかなり丁寧に参照して、これまでの議論を参照していただけてますけれども、これをそのまま載せるのか、公私関係ないというのであれば、この部分を少しボリュームを減らしても良いのではないかという考えもあると思うのですが、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。私は藤原さんと同意見で、保育所の役割というのは、公

立保育園という認識でよろしいですか。最後の文章なのですけれど。公立保育園の役割を整理していく必要があります、という認識でよろしいでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。はい、すみません、文脈の流れからいきますと、保育所全体のことが書かれていて、あと公立保育園についてのこれまでの検討状況について言及していますので、こちらについては保育所の役割については、指針ですでに整理されていますので、公立保育園についてのという部分に文章としては当たることとなりますので、そういった考え方から、この後半部分については、事務局として以前お配りした状況のまま今回お渡ししているのですけれども、公立保育園に限定したものについては割愛させていただくことが全体の流れとしてよいのではないかと考えております。

大越委員

割愛というのは、21ページの下から、22ページ全部を割愛ということですか。もう一回よろしいでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。公立保育園に係る部分については、施策の第5章のところで、公立保育園を限定した記載をするよりは、市の施設全体の向かっていく方向性について書いていくという考え方に事務局として立ち返りましたので、そうしますと現状と課題のところ公立保育園の部分だけ記載されていて、5章に対応するものがないという状況になることから、ここについては、市としてはこれまでの事実から言って重要なことではあるのですけれども、全体構成からすると、現状だけ記載して残るといのもどうかということがありまして、その部分については削除する方向で今回保育所の考え方についての整理がつけばそれでよいのではないかとというふうに考えておりました。ただ、資料の出し方としまして、これまでお出ししてきた資料からかなりダイナミックにこの部分が変わりますので、それについては事務局として抵抗感がありましたので、今回はあえてこの状態ですべて出ささせていただいたという経緯があります。

米原委員長

ということですので、この場でご意見いただいて、その後意見をもとにまた検討していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

大越委員

福元先生から意見があったとおり、公立を載せるなら民間を載せたほうが良いというご意見があったと思うのですけれども、なので、公立を載せるなら民間を載せて、民間を載せないなら公立も載せないというのが筋かなと思うのですが、いかがでしょうか。

米原委員長

他の委員のみなさま、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。私はこの資料を見せていただいたときに、これは公立保育園の役割をモデルとして、いろいろ考えていけばよいのかな、参考として考えていけばよいのかな、という思いで捉えさせていただきました。多様なニーズに合わせた保育所が増

えています。その保育所にあった立場で考えていけばよいのかなと思っています。それから、全体の資料を振り返りまして、よくまとまっているなど、拝見させていただきました。また、事務局からの説明をお聞きして、この2か月半の空白が埋まったような気がしております。前向きにいろんなことを検討してどんどん進めていけたらよいかなと思っています。

米原委員長
中村委員

他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。私も、保育所の役割、全般的に子どもの育ちというのを伝えていく立場としての役割というのはそのまま挙げて、そして、ここに保育園の公立が載ってくるのは、私としては違和感があります。今保育計画を考えていこうというときには、いわゆる保育施策の今後をどうやっていろんなニーズにどうこたえていくのかというときに、もちろん公立の保育園の役割もあるでしょうし、民間の役割もあるでしょうし、そのときに議論が上がってくればよいのであって、今ここにはなくても良いのではないかと思います。

米原委員長

はい、いかがでしょうか。今までご意見をいただいてきましたけれども、公立を載せるのであれば民間も載せる、載せるのであれば民間の設置主体だとかいろいろというふうになります。公立保育所の検討の中でも、公立保育所と民間保育所でやっている内容に違いはないということが言われていますので、ここで一定程度皆さんうなずけるといって同意できると思いますので、公立保育所について、特に必要が無ければ、割愛して、一般的に、広く求められる保育所の役割というもので記載箇所を変更していきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

藤原委員

藤原です。若干、違和感があります。いろんな考え方があると思うのですが、民間でできることと公立でできること、それぞれあるのだと思うのですが、保育所の役割ということで項目を入れるのであれば、そこはしっかり分けて記載した方がよいのではないかなと思います。公立だから、民間だからよいというわけではなくて、現にあるわけです。ここにも、市が示した役割というのが書いておいて問題なければ、書いておいてよいのではないかなと思いますけれども。4つ目の、公立保育園の役割、3つ目ですね。

米原委員長

今のご意見では、民間の役割についても新たに考えて載せるべきだということですね。

藤原委員

そうです。しっかり載せておいた方が、そもそも、誰がこの計画を見るのかという話だとは思いますが、もちろん保育に関わる人や親も見ると考えると、わかりやすい方がよいのではないかと単純に思います。

米原委員長

そこについて、多分事務局からの説明もあったかと思いますが、公私

に、設置主体による保育所の役割について整理、違いについてはっきりできるものでないというような説明だったかと思えますけれども、そういうご説明でしたよね。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。ここの部分について、事務局として少し資料として混乱を招いてしまったことは本当に申し訳ないと思っていますところでございます。もともと公立保育園の役割についてこれまで議論してきたところでしたので、そこから載せ始めたところから、全体を見渡して、そもそもの保育所の役割という部分についての記載を加えさせていただいて、現在に至るといったところでございます。

その中で、こちらの中段にもございますが、一番下のところには、過去に市の方で公立保育園の役割として考えられるものについて資料として示させていただいたことがありましたので、一番最後の枠については時系列で書かせていただいたところでございますが、中段の枠のところ、様々な方が入っていただいてご検討・ご意見を交わしていただいた保育検討協議会が出た意見の要約になってございます。この中で、委員長も引用されていましたが、公立・民間問わずですね、分け隔てなく行っていくべきだというご意見をいただいておりますので、市の方としましては、公立というのとは種類しかありませんけれども、民間さんにおいては、法人さんごとに、株式さん、社会福祉法人さんなどの法人の種類による分けだけではなく、民間さんごとに考え方に当然差がある状況ですので、なかなか二つに分けて役割を、というのは難しいなと、事務局で検討している中で思った部分でございます。そのため、公立のみ、これまで検討してきた経緯ということもありアンバランスもありますので、この資料の出し方については混乱をお招きしてしまいましたが、民間さんについてはなかなか役割を記載していくのは難しいと思ひまして、今回はみなさまにこのような資料を出させていただいたところですので、民間の役割については、なかなか細かいところまでの記載については難しいと思っていますところでございます。以上です。

藤原委員

そうすると、例えば3番目の四角のところも（3）に書いてある、保育施設の拠点としての役割ということあると思うんですけども、こういう役割というのは、どこに書かれてくるのでしょうか。保育所の役割として必要だとおもうんですけども。

米原委員長

もちろん民間の保育園でも二次避難所になっている部分はあると思うんですけども、保育計画全体として、保育の質向上を中心に考える中で、こういったことをどこまで出していくのかということだと思います。いかがでしょうか。民間園の先生方、いらっしゃいますけれども。事務局としては、公立として載せた案を出しましたけれども、民間園の役割についてどのような部分について記述するというの

はなかなか出しにくいということでしたけれども。どういうふうを書いていったら良いか等、何かございますでしょうか。

田邊委員

今のお話を聞いていて、確かに私たちは民間で、うちは株式でやっているのですが、その株式の考え方、社長の考え方でいろいろあると思うのでそれを細かく載せるとなるとちょっと厳しいのかなと思ったときはありました。ただ、保育施設として載せるのであれば、役割として載せるのであれば、基本的に公立であろうと民間であろうと、子どもに対してしていくことは同じだと思っているので、どこまで書くのかというところで、私は今から参加しているので今までの話し合いが分からないものですから、資料も読み切れていないところがございますので。ただ、そういうところで、公立だから、民間だから、巷は良く仰いますけれども、私たちとしては、子どもたちにとって、保護者にとって何が良いのかを考えてやってきているので、そう考えると公立・民間は関係ないのかなというのが率直な意見です。

米原委員長

いかがでしょうか。真木先生は、何かございますか。

真木委員

真木です。今、役割について話し合うのですか。違いますよね。そしたら、この役割については、5章でもっと具体的にとおっしゃっていただきましたよね。でもいいし、今話し合うのでなければ、次の話に進めたほうがいいと思います。

役割は、地域の子育て支援とか、地域の拠点としてとか、そういうのすべての公立だけでなく民間にもおなじことが関わるでしょう。災害等の時は施設として皆活躍すると思うのです。備蓄品も、細かいことお話ししますと、結構何か月分とか用意して、地域の方に配れるぐらいのものを用意しなさいと言われてるし、福祉保健局から、この間、50人分、100人分を預かってくれるところには差上げますというようなことがありましたので申し込みましたけれども。なので、自分の園だけではなく、どの園も地域のことを考えてやっていると思うんです。なので、ここで話し合うのであれば、徹底して話し合う方が良さ、別の場所で話し合うのであれば、もう少し掘り下げて話した方が良さと思います。ただ議題として、今日やるべきことを進めたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

藤原委員

藤原です。意図が伝わっていなかったのが申し訳ないのですが、3番目の四角のところに、公立保育所の役割が(1)～(3)に書かれていると認識していたのですが、これは、公立でなくとも、担っていただけるという認識でよろしいでしょうか。

米原委員長

そうですね、担っている、そもそも、保育の実施主体は自治体にありまして、保護者は各保育園と契約を結んでいるという体にはなっていますが、公立に行けるかどうか等は運というか、すべての方が第一

希望どおりに行けるとは限らない制度になっております。ですから、すべての保育所で最低限子育て支援を含めて、災害の拠点を含めて、準備をしているということになっていきますので、その中で、多分この話があった中ではリーダー的な役割を期待されるのではないかと読み取れますけれども、だからと言って民間がそうではないというわけではないということになると思います。それを踏まえたと、どうでしょうか、この記載について、民間もそうだよねとならしたら、公立保育所はどうかということを押さえていくという方向で次回案を出したいと思いますが、いかがでしょうか。

真木委員

あと、一つ、付けくわえなのですけれども、保育所は企業であれ、民間であれ、認証であれ、補助金というもので運営されていますので、地域に還元するとか、そういうのは義務のような感じでとらえております。

米原委員長

それでは、第5章の内容について進めたいと思います。この会議は21時までとなっていますけれども、まだ時間があるので進めたいと思いますが、まだ保育所でも保育の自粛をお願いしている中、あまり時間を過ぎるような会議の運営というのはしない方が良くと思いますので、区切りの良いところで今日の会議は終わるとするか次回に持ち越したいと思いますのでご協力をお願い致します。

井戸下委員

井戸下です。5章の内容とか、全体的なところなのですが、2章の保育の現状と課題(2)と(3)、保育の質の向上と、(3)の多様な保育ニーズへの対応に対応した部分が、5章の26ページの1の保育の質の維持・向上に向けてという部分だと思うのですが、第2章の保育の質の向上の中に出てきている、幼保小連携のことが5章にまったくもって出てきていないので、それはどこに対応するのかな、というふうに思っております。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。今ご指摘いただいた連携の部分については、結論から申しますと、的確な場所を現在5章に設けていない状況となっています。言い訳がましい経過を申しますと、のびゆく子どもプランの策定と並行してありまして、そこでは幼保小連携についての記述を同時に行っていた関係がございまして、そちらのほうで記載をさせていただいた状況で、ちょっと止まってしまっていたものですから、ご指摘いただいた部分については、どこまで記載をしていけるかということは事務局で検討させていただき、何らかご提示させていただきたいと思っております。

米原委員長

確かに、そうですね、記載がないですね。ありがとうございます。他はいかがでしょう。

平野委員

平野です。2点あります。1つは、26ページの保育の質の維持・向上に向けての、1から5の順番の理由付けはどうなっているのかに

ついて聞きたいです。もう一つは、保育士の確保のところに、27ページのところにアンケート調査が載っているのですが、これは施策の方向性よりかは現状の方に載せたほうが良いのではないかと思います。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。では、保育の質の維持・向上に向けての、1から5の順番等についてまず事務局からお願いします。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。順番の部分につきまして、実は優先順位等を想定していたわけではないのですが、現状のところの記載の順を追って書かせていただいております。ただ全体的にかかわる部分について、要は（1）の部分なのですけれども、これを最初に持ってくるのが良いのか、全体に関わるものになるので、後ろに持ってきた方が良いのかというのは正直悩んでいたところでございます。ですので、強弱等を付けて記載しているわけではございませんので、もし意見等あればお出しいただきたいです。

あと意見としていただいたアンケートの部分については、とくに皆様からご異論がなければ現状と課題の方に移させていただきたいと思っております。

米原委員長

それでは今ご質問がありました件ですね、みなさんの意見はいかがでしょうか。順番として考えるとかなり4番目と5番目をどうしよう等になるかもしれませんので、ただやはりここは大事にしたいということですが、ご意見いただけますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。今後、公立の園長先生を含めて、ガイドラインのたたき台をかなり時間をかけて提出していただくことになっておりますので、これが今回の保育計画で大事な、重要な点でもありますので、ガイドラインの活用を第一に置き、それ以外のことについては全体の構成の流れで載せていくような形が良いかなと考えますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。では、そういう方向で検討していきます。それと、あとの表については、現状のところに移すということもできるということですが、そういった形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ではその方向で改善していきます。そのほか、内容ではいかがでしょうか。

飯塚委員

飯塚です。2点あります。28ページの（2）のアレルギーのある子どもたちの保育なんですけれども、この最後に、食育を推進しますとありますが、アレルギーがある子どもたちの保育と食育というのは別物かなという印象を持ちます。2章の方でアレルギーのある子どもたちの保育の中に、食育の面においても安全で質の高い食育が求められますというのがあり、それに対応した形で載っているのかなと思うのですけれども、アレルギーと食育は別なのかな、という気がするのでその記載についてご検討をお願いしたいです。もう一つが、（3）

の要保護児童・要支援家庭支援についてのところなのですけれども、最後のところで、子どもの立場から要支援家庭の支援を進めていきますというのが、ちょっと意味が通りにくいなど。子どもの最善の利益を考えて、みたいな意味合いかと思うのですが、記載を考えていただければと思います。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。事務局に、2番目のご指摘はご指摘の通りの意図だと思いますので、書きぶり、子どもの最善の利益を考えて、考慮して、という形に変えていきたいと思います。それから食育の推進についてですけれども、まず事務局から載せていただいた意図をご説明いただけますでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。アレルギーのところに記載した食育のところですが、飯塚委員のおっしゃる通りの意図でございます。確かに、異なる記載になっているかと思えます。これについては第4章の保育の質のガイドラインの中で食育等も出てくることとなりますので、ここについては現状のところも含めてどうするか、ご異論なければ事務局で預らせていただきますがいかがでしょうか。

米原委員長

はい、いかがでしょうか。食育はすべての子どもたちにとって重要となりますので、ここでの書きぶりを検討していきたいと思います。よろしいですね。他はいかがでしょうか。

竹澤委員

1月に議論があったかもしれないのですが、(1)の26ページの(1)、巡回支援チームを編成し、とあるのですけれども、この巡回支援チームというのは、今ある保育園にいらっしゃる保育士さんからピックアップしてチームを作るのか、そうではなく専門の巡回専門のチーム、例えば3人の保育士さんを市の保育課に配置をして専門の支援チームを作るのか、或いは公立保育園の保育士さんの中からチームを作るのか、どのようなことを想定されているのかなということと、巡回支援チームを含めた幼児教育・保育アドバイザーの設置とあるのですが、幼児教育・保育アドバイザーというのは、巡回支援チームを指導するさらに上の立場なのか、それと巡回支援チームを指導しつつ直接個別にも各園のアドバイスをするような立場なのかというのが、2つの関係性と巡回支援チームをどういうのを想定しているのかという点、お願いします。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。後半の方からお答えさせていただきますと、支援チームのサポートと直接的な支援と、両方の役割を担っていただける方を配置できないかなと思っています。それから、巡回支援チームについては、一般的に巡回相談となりますと、一つは、保育所の保育士さんのスキルアップと、別の項目にあります、特別な配慮の必要なお子さんへの支援、療育の領域を含めた巡回の2種類があると思うのですが、竹澤委員に仰っていただいたように、保育士さん、保育全体のところ

の巡回支援を想定しています。どういう方にやっていただくかについてはまだ市のほうで限定的に記載するという事は考えておりませんが、保育者である方、もしくはあつた方を想定しているという形になります。

米原委員長

なんとなくわかるような。もう少し具体的に書けるところは書いていく、ただ、政策というのは要するにお金のかかることではあるので、そこへの踏み込みが難しいのかもしれない。しかし一般的に幼児教育・保育アドバイザーというのは、国の事業としてありますので、他の自治体、福井県では全体でやっている例もありますので、それを目指していくというのは、今の保育の流れとしては求められているとおもいます。ですので、今竹澤さんからもあつたように、いろんな市民が混乱しないように、書きぶりを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

長汐副委員長

長汐です。28ページの、子どもの立場からという文言なんですけれども、これ分かるんですけれども、今は様々な事件が起こっていますよね。親御さんが子育ての中で我が子を殺めてしまうとか、経済的な理由で子どもを虐待してしまつてというようなご家庭がかなり増えてきているんじゃないかと思うのです。そこで、そういうことへの気づきをぜひ保育園の先生方にしていただきたいなど。何らかの、子どもにサインが出てくると思うのですね。なので、巡回支援ということの中に特別な配慮、発達的な配慮だけではなく、具体的に多様な保育ニーズの中に、要保護児童とか要支援家庭とかもあるんですけれども、それをきちんと支援していくためには保護者への子育て支援だけではなく、もう少し幅の広い連携の中でご家庭と保護者さんの、それから子どもを守っていく、そういう仕組みが必要なのかなと。そういう視点が必要なのかなと思うのです。なので、28ページの子どもの立場から、というところにちょっと違和感があるのはそういうことだと思うんです。言いたい意味は分かるんですけども、コロナになってたくさんの子どもの犠牲が出てきています。そういうことを含めて子どもに何らかのサインが出ているときに、保護者への支援であるとか、家庭への経済的支援も視野に入れて機関が連携していく役割というのも最前線である保育園に求められるのかなと思います。なので、どこをどう訂正してほしいというわけではないが、巡回チームの中に、そこらへんを把握できる人材や職歴の人も入れていったらよいのかなと思いました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。より、実施面における具体的なご提案でした。ありがとうございます。

それではですね、そろそろ時間になって参りました。もう一言、言っておきたいという方、ご意見出していただければと思いますけれど

も、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。私が質問しようと思ったのは(1)の中で、巡回支援ネットワークづくりについてです。聞くところによりますと、保育所の中であってはいけないようなことをやっている保育園があるということを目にしました。それで、やはりそういうのも巡回で少しなくなっていくのかなと思うのですけれども、指導監査とか、そういうものとはまた違うやり方ですね。そういうのでうまくそれが見つけられるのかななんてそんな疑問も感じながら、(1)、竹澤さんが全部言い尽くしてくださったので、良かったなと思っているのですが、実際に実践するにはかなりいろんなことを考えてやらないといけないと思います。でも、良い案だと思います。

米原委員長

はい、ありがとうございます。具体的にこういった計画を活用する際の留意事項というか、大事な点をご提示いただいたと思います。真木さんがおっしゃるように、巡回支援だけではその場で終わってしまうので、職員同士の、お互い自分のやっていることを見られるとか、より保育者同士の交流等で悪い保育というのが減っていき、よりよい保育が進んでいくという風にも考えられますので、この点に関して、ガイドラインの活用の面でも今のご意見は重要だと思いました。

それでは、議題の4についてはここまでとさせていただきます。ありがとうございます。議題5に進みたいと思います。

事務局（保育政策
担当課長）

それでは、事務局から2点、事務連絡をお伝えします。

まず1点目、スケジュール案の時に触れさせていただきました、委員の方への事前の意見聴取についてです。今後の会議を円滑に進めるために、事務局からメールにて、次回会議の議題となる部分について、ご質問やご意見を事前に市に提出いただき、事務局の方で必要なコメント等をまとめた形で、会議開催前に委員の皆さんに資料としてフィードバックさせていただく形で進めさせていただきたいと思います。

具体的には、市から委員の皆さんにあらかじめフォーマットをメールでお送りし、期限までの市にメールでご質問・ご意見を提出いただきます。いただいたご質問、ご意見に対し、事務局にて必要なコメント等を付した形で、全委員からのご意見、ご質問を一表とした形で、次回会議資料とともに事前にお送りし、当日の協議の際にご活用いただく流れとなります。ご負担をお掛けしますが、ご協力をお願いしたいと思います。こちらにつきましては明日以降、なるべく早くみなさまにご連絡させていただきますので、よろしくお願い致します。

2点目は、次回の日程についてお知らせさせていただきます。

今回は、7月22日(水)こちらにつきましては、事前にみなさまにご確認させていただきます。開始時間は午後6時からとさせていただきます。また、場所は、第二庁舎801会議室となっております。

ります。今後、様々な調整などが入ってくると思いますので変更等がありましたらお伝えさせていただきます。また、冒頭でもお知らせしましたが、委員ほか傍聴者の方にもお知らせします。

今回は会場が変わることから、現状のままで行きますと傍聴をご遠慮いただくなどの場合がございます。どのような運営になるかは現在、検討・調整中のため、その点については最終的には、市ホームページ等で、開催告知をさせていただく際に記載させていただきますので、そちらをご確認いただくよう、お願いいたします。

事務局からは以上です。

米原委員長

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。大変お疲れ様でした。